

安全・安心まちづくり News 第241号



少年だけでなく、
成人の犯行も！

その手を 誰かが見ている



万引きは犯罪です

10年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

すべて犯罪です

自分で商品を万引きする
万引きするための見張り役
万引きした商品をもらった、購入した
万引きして逃げるのを助けた
友達に万引きを頼んで盗ってもらった